

# 当別町 X アカウント運用方針

令和 2 年 4 月 21 日制定  
令和 4 年 4 月 1 日改正  
令和 6 年 4 月 1 日改正

## 1 発信する情報の内容

- ・町民に向けた町政情報として、広報誌その他町が発行する印刷物、町のホームページに掲載した情報
- ・当別町の観光情報や観光イベント情報
- ・大規模災害時など緊急でお知らせする必要がある情報及び経過等の関連情報
- ・その他町長が適当と認めた情報

## 2 開設・運用の目的

- ・町民に向けた町政情報の提供
- ・町外の人々に向けた当別町の観光スポットや名産品、観光イベント等の情報提供
- ・災害等の緊急時の情報提供

## 3 ソーシャルメディアの種類

X

## 4 アカウント

当別町 (@town\_tobetsu)

## 5 登録URL

[https://twitter.com/town\\_tobetsu](https://twitter.com/town_tobetsu)

## 6 運用期間

令和 2 年 4 月 23 日より運用開始

## 7 投稿に対する返信

利用者から町に向けてのコメントに対して、原則としてリプライや DM 等を通じた個々の意見等への対応は行わない。

町への意見・質問は、町公式ホームページの各担当課お問い合わせフォームを利用すること。

また、国、地方公共団体等の公共性の高いアカウントから発信された情報、当別町に関するイベントや施設等の情報を除き当アカウントからはフォロー、リツイートは原則行わない。

## 8 運用体制

運用主体：当別町

運用管理：企画部デジタル都市推進課広報広聴係

ページへの投稿：企画部デジタル都市推進課広報広聴係、デジタル都市推進課長が事前に承認した職員

運用の方法：投稿を行う際には、複数の職員による確認を行い、所属課長の了承を得て投稿・返信することとする。

## 9 情報発信・返信の権限

投稿・返信については、8の運用体制により行うものとするが、以下に掲げる事項については事前に所属課長の了承を得ることなく投稿・返信を行うことができることとする。

その場合投稿・返信後に速やかに所属課長に報告する。

- (1) 既にホームページ等に掲載するなど公表済みの内容
- (2) イベントの状況や結果など、既成の事実
- (3) 法令等で定められている手続きなどの内容
- (4) その他所属課長が必要と認めたもの

## 10 投稿時間帯

原則として開庁時間内（平日午前8時45分～午後5時15分）に、投稿する。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合がある。

## 11 禁止行為

利用者が本アカウントにコメントを投稿するにあたり、次のいずれかの事項に該当する行為を禁じる。以下の事項に該当すると判断したコメントは、投稿者に断りなく、全部または一部を非表示、ブロック、通報する場合がある。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 本アカウントの掲載内容に対して著しくかい離する内容
- (3) 当別町または第三者を誹謗中傷し、または侮辱する内容
- (4) 当別町または第三者の名誉、信用等を毀損し、プライバシーを侵害し、もしくは業務妨害し、又はそれらのおそれのある内容
- (5) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (6) 違法な情報やわいせつな内容
- (7) 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の内容
- (8) 町が不適切と判断するウェブサイトを紹介し、もしくはその閲覧やファイルのダウンロードを勧誘する内容

- (9) 当別町または第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (10) X 利用規約、法令もしくは刑罰法規に違反する内容
- (11) その他ページ運営者が不適切と判断した内容

## 1 2 知的財産権

本アカウントに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、当別町又は原著作者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示する。

## 1 3 個人情報の取り扱い

本アカウントで取得した個人情報については、当別町ホームページ「個人情報の取り扱いについて」に準じて適切に取り扱う。

## 1 4 免責事項

- (1) 本アカウントへの投稿は、細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。
- (2) 本アカウントを利用することで生じた直接・間接的な損失について、当別町は一切責任を負わないものとする。
- (3) 本アカウントは予告なく変更することがある。
- (4) 当別町は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合がある。

## 1 5 本アカウントに関するお問い合わせ先

当別町企画部デジタル都市推進課広報広聴係

電話：0133-23-3069 FAX：0133-23-3206

メール：[kouho@town.tobetsu.hokkaido.jp](mailto:kouho@town.tobetsu.hokkaido.jp)